

最近の家族論の展開

森 謙 二

一 はじめに

ここ数カ月の間に、本学会会員による現代家族に関する書物が何冊か刊行された。本稿で取り上げる書物を発行順に並べると次のようになる。

- (一) 有地亨『家族は変わったか』（有斐閣選書、一九九三年二月）
- (二) 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』（岩波書店、一九九四年三月）
- (三) 落合恵美子『二一世紀家族へ―家族の戦後体制の見かた・超えかた』（有斐閣選書、一九九四年四月）
- (四) 山田昌弘『近代家族のゆくえ―家族と愛情のパラドックス』（新曜社、一九九四年五月）
- (五) 大竹秀男『現代の家族―人間性回復の拠点』（弘文堂、一

九九四年七月）

このほかに、湯沢雅彦『小さな家族論』（クレス出版・一九九四年一月）もある。これにも個別的な問題について鋭い指摘があるものの、発表する時期が異なり、体系的にまとめたものではないので、残念ながらここで取り上げるのを断念した。

どの書物も、家族の変化を視野にいれながら、現在の家族がかえる矛盾を浮き彫りにしている。しかし、家族にたいしてのスダンス、そして家族を分析する方法は様々である。大竹秀男氏は、「第一部 家族生活の現状」において、歴史学者らしい手法を用いて、種々の統計・報告書を用いて日本の戦後家族の状況を分析し、「第二部 家族の人間関係」において著者の家族観について述べる。ここでは、「人間性の回復の拠点としての家族」が強調されている。

有地亨氏は、戦後の家族法の民主化と近年の家族法改正論議を

視野に入れながら戦後家族の諸現象を「集合的心性」の歴史として展開したものである。このような手法は、『近代日本の家族観―明治篇』（弘文堂）『日本の親子二百年』（新潮選書）を引き継いだものであり、本書はいわば「近代日本の家族観―戦後篇」ともいべき内容になっている。

この二人の著者に比べると、他の三人の著者は「近代家族」に一定の定義を与えながら、「近代家族」を女性の抑圧装置として捉えるか、あるいは抑圧装置としての側面を強調している。このことは、前二書の著者が戦後の民主化の過程のなかで形成された家族法（一九四七年施行）を土台として、その理念を肯定しながら現状の家族の矛盾を指摘して、家族の再生に期待するのにたいし、他の三人の著者は、家族に関して過度の期待をもたないか、あるいは「新しい家族像」を描くことに疑問を抱いているようにも思える。この差異を、戦後の「家」制度からの解放を体験した世代と、戦後の「近代家族」の体験しかもたない世代の違いとえば、問題を矮小化していると叱られるであろうか？

戦後世代の三人の著者は、家族を「家族らしく」成立させている愛情をそれぞれ独自の概念で捉えている。上野氏は、family identity(FI)ということばで、落合氏は「愛という名の管理」ということばで、山田氏は「記号としての愛」ということばで、規範化された愛情が女性や家族の構成員への抑圧装置として働くことを問題とする。現代では、この規範化された近代的な愛情にズレが生じ（多様化し）、あるいは愛情のパラドックスに気づかなか

いことによって、家族が危機的な状況に陥ることになる。

もちろん、戦後世代の三人の著者の家族にたいしてのスタンスは同じではない。上野氏は、マルクス主義フェミニズムの立場から徹頭徹尾「家父長制」近代家族を批判する。山田氏は、家族と愛情のパラドックスを詳細に展開し、さらに落合氏は戦後家族の変動を、人口学的要因に基づいて形成されたそれぞれの世代に対応する家族像を描き出している。ここで、それぞれの著者の展開にしたがって問題を整理することはできないので、私の問題関心にしたがって、いくつかの項目にしたがって問題点の整理を試みてみることにしたい。

二 「近代家族」について

大竹氏や有地氏が現代の家族を問題にするとき、「家」制度から解放された家族が出発点になる。大竹氏は最初に「家族の基本理念」を問題として、「憲法の家族原理」と「いえ」制度の廃止」を最初の章においた。有地氏もまた、最初の章で「いえ」の意義」を取り上げ、次章において「いえ」意識の変化」を取り上げた。しかし、戦後世代の三人の著者は、戦後の家制度の廃止や家族法の基本理念が出発点になっているわけではない。彼らの出発点は理論的に概念化された「近代家族」である。そして、この近代家族の成立を、「戦後」ではなく、明治以降の「家」のなかに求めている。ここでは戦前と戦後の家族を連続線上に捉え

る視点が明確に見られる。

概念化された「近代家族」というのは、山田氏の表現を借りるとすれば、「民主的」とか「近代化」という価値を含んだ家族概念ではなく、近代社会の成立とともに現れる家族であるとする。落合氏は、『近代家族とフェミニズム』（勁草書房、一九八九）のなかで、「近代家族」の成立のメルクマールとして八つをあげている。そのメルクマールの最初にあげたのが「家内領域（domestic sphere）」と公共領域（public sphere）の分離である。この意味することは、ほぼ「家族と市場の分離」と言っても良さそうであるが、「公共領域」（しばしば「公領域」とも表現される）には、市民社会だけではなく、国家領域も含まれている。この「家内領域」（しばしば「私的領域」とも言い換えられる）と「公共領域」という対置は、女性学のなかでしばしば見られる表現であるが、私にはそれほど説得力のある概念構成とあるとも思えないのである。つまり、市場領域がなぜ「公共領域」であるのか？

J・ハーバーマスが『公共性の構造転換』（翻訳：未来社）のなかで「市民家族」を論じ、その私的生活の領域を「親密圏」とか「小家族的親密圏」と表現したとき、この「親密圏（Intim-sphäre）」ということばの理解に随分悩まされたことがある。ハーバーマスは「われわれは市場の圏を私的圏（die private）」と呼び、家族の圏を私的圏の核心として親密圏と呼ぶ（『公共性の構造転換』§17）と述べ、私的領域を二つの領域に区分した。この書物

の翻訳者である細谷貞雄氏は、「私的圏」（die private Sphäre）ということばを市場のレベルでは「私有（民間）圏」と、そして家族のレベルを「私生活圏」と異った訳語で表現した。私はこの訳語に納得をして、異なったレベルにおける「私的領域」としてこれを理解した。

つまり、「市場」と「家族」という二つの私的領域には、異なった原理が支配している。市場における商品交換の原理と家族的親密圏における家父長制と八愛と自由Vの原理である。また、この二つの領域は理論的には分離できるとしても、それぞれが独立した領域であった訳ではない。近代市民社会のなかで市民個人は裸のまま存在したのではなく、家族を基盤にした存在であったし、また家族財産も資本主義的に機能していた。近代市民家族の家父長制的性格もこの枠組みのなかで基礎づけられた。

なるほどこの二つの私的領域は、資本主義の高度化、いわゆる国家独占資本主義の展開のなかで両極分解ないしはその性格を曖昧にしていく。資本の私的性格は部分的に止揚され（たとえば資本と経営の分離のように）、社会的労働の場もその組織化とともに私的性格の場としての性格を喪失していく。家族的親密圏も公的な保障や扶助などを通じてますます自律性を失い、親密圏の空洞化が生じてくることになる。この親密圏の空洞化は一方では家族機能の解除を背景として「家族崩壊」や「家族の危機」の議論として展開し、他方では家族が私生活領域の最後の砦であるかのように、私生活主義の母胎となっていく。この意味では、資本や

社会的労働の領域が公的Vな性格を帯びていくとしても、公共領域として概念化されるほどの私的性格が払拭されるわけではない。ましてや、近代家族の成立のメルクマールとしては「家内領域と公共領域の分離」という表現は不適切であるように思える。

また、国家も市民社会も公共領域のなかで連続的に理解しうるほど単純ではないであろう。ヘーゲルが国家の第一の倫理的基底として家族を基礎づけたとき（『法の哲学』§225）、家族の拡大としての民族の問題があった。したがって、国家はつねに総資本の代表者として現象するわけではない。国家は独自に家族に関して関与することになる。国籍決定における属地主義と血縁主義の問題、そして明治国家の家制度の問題も、総資本としての国家という枠組みでは解けない問題であるだろう。上野氏がしばしば「国家は総資本ではない」とするのも、この辺の事情を考慮したものではないだろうか。

三 家制度と「近代家族」

上野氏によると、「家」は△明治政府の発明品Vであり、△近代の産物Vであるとする。このような挑発的な表現の一方において、「明治政府によって新たに採用された「家」は多様な文化のマトリックスから時代に適合に選び直されたものである」（九五頁）とする。後者は文脈のなかでは、明治国家によって都合の良いように家制度が再構成された、という意味にも読める。しかし、

前者の表現に見られるように、そのように読めない箇所も多い。

明治国家によって制度化された家制度が近代法との妥協の産物であることはこれまで多くの人々によって指摘されてきた問題である。資本主義の展開のなかで現実の家族との間でズレが生じ、『臨時法制審議会』（大正八年）において家制度の見直しが審議されたことも周知の通りである。近代法のヨーロッパ的モデルからすれば、家制度の前近代性を指摘できるとしても、現実の近代家族が家父長制的な性格をもつとすれば、家制度の家父長制的性格はそのような現実の反映としても見ることが可能であるだろう。しかし、明治国家の家制度は家父長制的性格だけに特徴づけられるわけではない。

明治民法の起草者である穂積陳重が固執した問題に家の永続性がある。彼によれば、婚姻制度も養子制度も家督相続制度も家の永続性を保障する装置であるとする。このような家の永続性の強調は、近代化ないしは資本主義化とは異なったレベルで展開された問題である。

明治国家が要求した家の永続性は、制度的には幕藩体制の下での慣行と連続性をもつとしても、社会的には異なった意味を持っていたというべきであろう。幕藩体制のもとでは家は公租賦課の単位であり、社会の構成単位として基礎づけられた。しかし、明治国家においては、公租賦課の単位が家であったわけではなく、制度的には土地所有者（個人）が地租の担い手となった。また、幕藩体制の宗門人別帳と同様に、戸籍は家を単位として編成され

たが、この戸籍は家を掌握するというよりも、家という枠組みを通じてその構成員たる個人（国民）を掌握した。明治初年における「一人一名主義」の確立や徴兵に戸籍が利用されたことを考えれば、そのことは理解しうるであろう。

それにもかかわらず、明治国家は家に固執をし、家の永続性を求めたのである。この問題を考えるためには、近代天皇制あるいは国家神道の問題を抜きにしては語ることはできないであろう。家は近代天皇制を支える基盤であり、家の永続性を支える觀念としての祖先祭祀は近代天皇制を基礎づける重要なイデオロギーであった。したがって、穂積陳重が繰り返し主張しているように、祖先祭祀は単なる民俗的な慣行であったのではなく、「国民道徳」でなければならなかったのである。

もちろん、このような家制度の枠組みのなかでも、近代家族は形成されうる。牟田和恵氏は、明治期の修身の教科書の変遷をたどりながら、儒教的な家族倫理のなかでも近代的な家族意識（あるいは家族の親しさ（intimacy））が形成されることを見事に描いている（『日本近代化と家族—明治期「家族国家論」再考』簡井清忠編『近代日本』の歴史社会学）所収、木鐸社、一九九〇）。たしかに明治末期から大正時代にかけての都市中産階層においては、生産領域から分離された生活圏として家族—つまり近代家族が形成されたであろうし、また森岡清美氏が明らかにしているように、明治末期以降の家の動揺のなかで、都市下層民のなかで「双系的先祖祭祀」観が形成されることのなかにもそ

れを窺うことができる（森岡清美『家の変貌と先祖の祭り』日本基督教団出版局、一九八四）。

しかし、これにはいくつかの留保が必要である。まず第一に、この段階においてもなお「家」イデオロギーは強調・強化され、「国民道徳」としての祖先祭祀が家の永続性を支えるイデオロギー装置として機能し、家族財産が家督相続によって継承されることによって、家族の連続性が維持されていたことである。森岡氏のいう「双系的先祖祭祀」観も、イデオロギーとして強制された祖先祭祀と都市下層民における家族の非「家」的性格の妥協の産物であった。第二は、生産領域から分離された近代家族の形成が明治末期から大正期の都市のなかで見られるとしても、農村社会のなかで近代家族が形成されたわけではない。農村社会のなかで相変わらず家は経営体であったし、村落共同体のなかでその構成単位として存在していた。

「家」が近代の産物であるという議論は、女性学における「近代批判」の一種のスローガンなのかも知れない。しかし、近代を否定し、「否定の否定」は肯定であるような議論には賛成しがたい。たとえば、姉家督相続である。上野氏によれば、「姉家督」と呼ばれる母系相続は豪農や豪商のなかで広く行われていた」とし、さらに「農家や商家では、家督相続人が男子である必然性はない」とする（七〇頁）。姉家督相続が東北地方を中心に関東地方に分布する習俗であったとしても、豪農や豪商に見られる慣行ではないし、家督を継ぐのは家付きの女子ではなく、家督を握る

のはあくまでも養子である。さらに、「家」は武家の文化的伝統であって、庶民の文化的伝統ではない。……国民の大半を占める庶民は儒教的な武士文化とは無縁の、自律的な共同社会のなかで暮らしていた。共同体内部には、タテ型の「家」秩序よりはヨコ型の年齢階梯制秩序の方が優越をしていた。婚前交渉を含む通婚が自由に行われ、処女性の觀念が希薄であったこと、離婚・再婚が高い頻度で行われてきたこと等々民衆史は次々に明らかにした」(一三一頁)という。なるほど、ヨバイの習俗や年齢階梯制秩序が優越するような地域があることは民俗学をはじめとする多くの学問領域のなかで明らかにされてきた。しかし、これが「国民の大半を占める庶民」一般の習俗であったわけではない。△近代Vの庶民階層には家父長制的な「家」が存在しないかのような前提のもとで、「女性抑圧の諸悪の根源は△近代化Vだということになる」(一三一頁)といったとしても、自ら作り出した「神話」の上に構築した議論に過ぎないであろう。

四 戦後の家族

落合氏は、戦後日本の家族を「近代家族の大衆化」という枠組のなかで捉えている。この枠組みが説得力をもつのは、「戦後の家族」は高度成長期のなかで大量に産み出されてきた都市新中間層の家族によって代表されるからであろう。高度成長期の日本の家族形態は、急激な形でいわゆる「核家族化」をすることになる。

落合氏は「核家族化」が進むこの時期の家族を「大家族を夢見る核家族」と表現している。ここでは、明らかに戦前の家族と戦後の家族の連続性を見ている。落合氏は次のようにいう。「家制度と訣別をしないままの核家族化、これが六〇年代の特徴であった」(八三頁)と。

この落合氏の事実認識には基本的に同意したい。しかし、落合氏がこれを人口学的要因から説明したとき、若干の問題を感じざるを得ない。たとえば、ヨーロッパの伝統的家族を基礎づける「ヨーロッパ的婚姻パターン」からヨーロッパ近代における「再生産平等主義」へという展開(七三頁)、日本における落合のいう「家族の戦後体制」から少産少子世代の「人口学的第三世代」への展開も、人口学的な要因に基づいて説明している(一九九頁以下)。婚姻率・婚姻年齢・出生率・幼児死亡率などの組み合わせによって、家族の変化を跡づけることは可能であるだろうが、それによってその社会あるいはそれぞれの時代の家族の個性をどれだけ描き出すことができるのであろうか。この問題は、いわゆる「ケンブリッジ・グループ」の家族史研究の方法とも関わってくるのであろうが、ここではその疑問を提示するにとどめておく。

ただ、ヨーロッパの伝統的家族を基礎づけるいくつかの枠組み、たとえば「ヨーロッパ的婚姻パターン」「ライフ・サイクル・サーバント」「ネオローカリズム」は相互に規定的であり、しかもこれらは全体としてヨーロッパの文化的(宗教的)伝統に規定さ

れてあると、私は理解している（たとえば、ミッテラウアー氏の『歴史人類学の家族研究』（翻訳・新曜社刊）の第一章を参照）。

その意味では、ヨーロッパの近代家族もこの伝統的家族の延長線にあるのであり、ヨーロッパに特有な家族を形成するのである。

つまり、ヨーロッパにおいても日本においても、資本主義の形成とともに「近代家族」は形成されたが、それはそれぞれの文化（宗教）的伝統に規定されたものである、というのが私の理解である。

戦後の家族について、『墓と葬送の社会史』（講談社現代新書）

のなかで、「祭祀条項を組み込んだ核家族」と表現したことがある。祭祀条項というのは、現行民法の祭祀条項であるが、このような表現を用いたのは、一つには「祖先祭祀」の觀念を戦後の家族が引きずっていることであり、もう一つには現行家族法の祭祀条項が行為規範として一定の役割を果たしていることである。有地氏が「祭祀承継は相続から分離されたのであるが、「慣習」に従って祭祀が承継されるために、かえって「いえ」意識を温存することになったのは皮肉である」（二四頁）と述べているが、これを「皮肉」と理解するのは法律学者だけではないだろうか。

しかし、家を引きずった核家族も出生率の低下とともに変質をせざるを得なくなってきた。出生率の低下の要因は、有地氏によって分析される（二〇二頁以下）。それを一言で要約すれば、子どもを育てる社会的環境が整備されていないということになるだろう。子育てのための社会環境の整備、いわば家族だけが子育てに関わる時代が終わりつつあることを示しているように思える。

五 家族は人間性回復の拠点になりうるか？

最近の女性学の成果は、私の理解に従って整理すると、従来の「近代化」論の枠組みのなかでは「女性解放」の道筋をつけることができないことを明らかにしたことであろう。つまり、「家」からの解放を論じたとしても、それは女性を家内領域に閉じこめることになったし、女性の社会的労働への参加を論じたとしても、女性を社会的労働と家事労働の二重の負担を負わせる結果となっただけではなく、社会領域における男女差別を制度化していった。したがって、女性学の論理は「近代批判」として展開する。もっとも、諸悪の根源は「近代」にあるという認識は近代を超えるというよりも、近代を否定する論理として展開するようにも思える。家父長制の概念も「近代家族」批判のための道具として、新たに再構築することを主張する。しかし、女性学における「女性支配」と年長者支配を組み合わせた家父長制の概念は「近代家族」のイデオロギー批判を行うためには充分であつても、なぜこれを「家父長制」ということばで表現しなければならないのかという疑問が出てくる。家長による家族員の支配という従来の家父長制概念は「近代家族」においてもなお有効である。新たに再定義されたとする家父長制の概念が従来の家父長制概念を超えるものであるかどうかは、別に論証されなければならないだろう。

また、「近代批判」の矛先は近代家族は愛共同体であるVと

いう幻想にも向けられる。「近代家族」が家長制的性格とは異なったもう一つの原理「愛情」は、父Ⅱ夫、母Ⅱ妻、子という役割構造によって規範化され、それが家族員への強制装置となる。とする。山田氏は、「われわれはいつも、「家族には愛情がなければならぬ」とあおられている」と言い、家族を「愛情をおおる装置」として規定する（九頁以下）。女性学が問題にしたのも、この役割構造に規定された「愛情」が女性の抑圧装置として働くということであった。

もっとも資本主義の高度化は私的親密圏としての家族の枠組みを崩してきた。資本主義的に機能してきた家族財産はその意義を失い、その代わりに個人所得が家族員の生活を支えるようになる。家族財産が個人所得によって支えられるようになると、老齢化や不慮の事故には対応することができない。したがって、年金や社会保障など公的な制度がこの隙間を家族に代わって埋めていく。家族への公的機関の関わりはこれにとどまるものではない。住宅の供給・職業相談・教育相談・健康管理等にも及び、あらゆる種類の生活領域に公的機関が関与するようになる。家族にたいする税制面での優遇もこの枠組みのなかでの問題であるだろう。いずれにしても、公的機関による様々な種類の生活補助は、家族を単位として行うか、家族機能を補うための措置であり、この結果、家族はますますその自律性を失うことになる。（このような家族の依存は公的な機関だけではなく、私的性格を相対的に希薄化していく大企業のなかでも現れる。社宅の整備や社員とその家族の

健康管理、保養施設の整備など、国家も民間の福利政策を税制上の優遇措置を通じて援助をする。日本においては、このような政策が終身雇用制を背景とした家族主義的な経営を通じて実現されることになる。これを日本社会の文化的特質の問題として論じることでも可能であるが、ここでは国家の福祉行政の遅れを私企業が代替する側面を強調しておく。日本型福祉国家という場合には、この二つの側面が視野に含まれなければならない。

家族の外的領域への依存は、家族の教育機能のなかにも現れる。家族の教育機能の解除は近代の公教育―学校制度の展開に始まった。また、家族に残されたしつけや情操教育の役割も、しばしば指摘されるように、匿名の権力を通じて形骸化されていった。もちろん、このことは親が子どもの教育に無関心になることを意味するわけではない。家族が次世代の労働力の供給源である以上、親は子どもをより優秀な労働力に育成するために大きな犠牲を払う。つまり、家計のなかにおける教育費の占める割合は大幅に増えることになる。山田氏流にいうならば、これが親の子供への愛情表現の一つの形態である。しかし、これは家族自体が教育機能を強化したことを意味するのではない。やはり、家族は「優秀な労働力の育成」を社会領域に委ねるのである。

ハーバーマスはこの家族の外的領域への依存を「家族的親密圏のひそかな空洞化」(§1)と呼んでいる。しかし、この家族的親密圏の空洞化は新たな親密圏を形成する土台にもなる。生産の場から分離された生活領域は、家族領域だけでは多様な形態にお

いて展開していった。地域社会における老人クラブの存在、老人の介護へのボランティアの関与など、大竹氏は老人問題の解決には地域社会の支援が必要であるとして、「地域社会が福祉活動の基地である」(一七〇頁)と論じている。落合氏は「育児ネットワーク」に注目をする。落合氏は育児の援助のネットワークが親族関係から近隣関係へ移行していると述べている。もっとも、育児だけではない。育児が終わると、都市のなかでは子どもの遊び場・遊び相手の確保にも苦労する。この種のネットワークとして、都市における「子ども会」の存在や地域のサッカークラブや野球クラブに見られるように、学区を単位にしながら、子ども達のスポーツ・遊びのネットワークの展開にも注目をしても良いだろう(このクラブのコーチはほとんどがボランティアとして参加した地域の父親達である)。また、上野氏のいう「選択縁」「女縁」も生産の場から分離された生活領域における問題である(二九〇頁)。

このような私的生活圏の拡大は、家族の自律性の喪失として現象する。個人は、家族を拠点しながら、多様な生活領域へ進出していく。現在は、このような新たな生活領域が徐々に拡大している段階であろう。この生活領域は、生産領域から分離された領域に成立し、家族機能を部分的に代替している。生産領域から分離されたという点では古い共同体から区別される。住民運動のように肩肘を張ったものでもない。個別利害から出発した新たな共同組織の形成とも呼べるであろう。このような生活領域をどの

ように位置づけるかはこれからの検討課題であろう(この問題に関して、森岡清志「都市生活の共同性と個別性」『町内会と地域集団』(ミネルヴァ書房、一九九〇)が参考になるだろう)。

家族は驚くほど弱体化している。消費生活の場である家族はゴミ問題でさえ自律的には解決できない。育児も老人扶養・介護も家族内部だけでは解決できない。しかし、このことが直ちに「家族の崩壊」を意味するわけではない。かえって、家族の崩壊・危機は、家族への期待が高ければ高いほどその状況を産み出すのかも知れない。つまり、家族に期待度が高まれば、家族員の誰かがその負担を背負うことになる。したがって、弱体化した家族は精神論では救えない。大竹氏は人間性回復の拠点として家族の再生に期待する。もしそれが可能であるとすれば、家族には多くの期待しないことであり、家族が個人々の生活の拠点となるように、家族外の社会環境を整備することなのかも知れない。有地氏は、弱体化した家族を援助する機関として「家族問題総合センター」の設置を提案している。氏の提案にはなるほど思いながらも、私は、家族の外に展開する親密圏の形成、新たな共同組織の展開に注目したいと思う。

(シオン短期大学・法社会学)